

## ○生ごみ処理機（容器）設置事業補助金交付要綱

平成7年5月1日

制定

### （目的）

第1条 この要綱は、松茂町内の各家庭から排出される生ごみの減量化、焼却の効率化及び堆肥としての資源化を図り、もって生活環境の保全と公衆衛生の向上に資するため、町内に住所を有する世帯の生ごみ処理機又は生ごみ処理容器の設置に対する補助金の交付について必要な事項を定めることを目的とする。

### （定義）

第2条 この要綱において「処理機」とは、機械的に水分調整等を行い、生ごみを減量化又は堆肥化させる家庭用電動生ごみ処理機をいう。

2 この要綱において、「容器」とは、土中のバクテリアを利用して生ごみを分解させる、町が推奨する非電動式の家庭用生ごみ処理容器をいう。

### （補助対象）

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、町内に住所を有し町税等の滞納がない者で、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) この要綱による補助を受けたことがない者又は補助金を受けた者と同一世帯でない者
- (2) この要綱による補助を受けたことがある者で、処理機の補助を受けた年度の翌年度から7年以上経過したもの又は容器の補助を受けた年度の翌年度から3年以上経過したもの

2 補助金の交付を受けることができる者は、前項各号のいずれかに該当する者であって、生ごみを継続的に自家処理する意思のあるもので、容器の購入に当たってはワークショップ等で正しい使い方の講習を受けているものとする。

### （購入場所）

第4条 処理機の購入は、松茂町内の取扱店とする。

2 容器又は容器を作るための資材（土は含まない。）の購入場所は、特に指定はしないものとする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、予算の範囲内で、購入金額の2分の1とし、3万円を上限とする。ただし、補助金の額に10円未満の端数が生じたときは、10円未満を切り捨てるものとする。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ生ごみ処理機（容器）設置事業補助金交付申請書（様式第1号）に次の書類等を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 見積書
- (2) パンフレット
- (3) その他町長が必要と認めたもの

（交付の決定及び通知）

第7条 町長は、前条の申請書の提出があったときはその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、生ごみ処理機（容器）設置事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（変更承認申請）

第8条 前条による通知を受けた処理機及び容器の申請者が、補助金の決定内容を変更しようとするときは、生ごみ処理機（容器）設置事業補助金変更承認申請書（様式第3号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、補助金変更承認申請を要しない。

（変更承認通知）

第9条 町長は、前条の申請書の提出があったときはその内容を審査し、補助金の変更交付の可否を決定し、生ごみ処理機（容器）設置事業補助金変更承認通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(事業完了報告書)

第10条 申請者は、事業を実施したときは、設置完了後30日以内に生ごみ処理機（容器）設置事業完了報告書（様式第5号）に次の書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 領収書の写し
- (2) 保証書の写し
- (3) 設置状況を示す写真
- (4) その他町長が必要と認めたもの

(補助金の交付確定)

第11条 町長は、前条の事業完了報告書の提出があったときは、速やかに審査を行い、適正と認めた場合には、補助金の額を確定し、申請者に生ごみ処理機（容器）設置事業補助金交付確定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

(補助金の申請及び交付)

第12条 申請者は、前条の補助金の交付確定の通知を受けたときは、生ごみ処理機（容器）設置事業補助金請求書（様式第7号）を提出し、町長は、これに基づき補助金を交付するものとする。

(申請者の義務)

第13条 申請者は、自らの所有地において、処理機及び容器を有効に活用し、自らの家庭が排出する生ごみを継続的に自家処理するよう努めるとともに、処理機（容器）の適正な維持管理を心がけ、集積所への生ごみの搬出は極力避けるものとする。

2 申請者は、処理機及び容器の設置及び使用状況等について、町が実施する調査に協力しなければならない。

(交付決定の取消し)

第14条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の条件に違反したとき。
- (4) 処理機及び容器の適正な維持管理を行わず対象を処分したとき。

(補助金の返還)

第15条 町長は補助金を交付した後において、不正の手段でこれを受けたことが明らかな者に対して、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第16条 その他この要綱に定めるもののほか必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成7年5月1日より施行する。

附 則 (平成9年)

この要綱は、平成9年4月1日より施行する。

附 則 (平成10年)

この要綱は、平成10年8月1日より施行する。

附 則 (平成20年要綱第23号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年要綱第3号)

この要綱は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度分の補助金から適用する。

附 則 (平成31年要綱第23号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (令和5年要綱第15号)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。